

No.7 市議会ホームページの常任委員会配付資料について	提出会派
	日本共産党

【提案趣旨】

現在、常任委員会で配付された資料は、委員会終了後、速やかに掲載することとされている。

配付資料のうち、請願・陳情文書表について、できるだけ早くかつ広く市民に知らせることとしてはどうかと考えている。

については、請願・陳情文書表に限り、常任委員会が招集された日にホームページに掲載してはどうか。

あわせて、ホームページに掲載する請願・陳情文書表は、個人情報に配慮し、請願・陳情者の住所の表記を市区町村名までにとどめることとしてはどうか。（審査に用いる文書表の住所の表記は従来どおりとする。）

【関係規定】

会議規則第130条

2 請願文書表には、請願番号、請願者の住所及び氏名、請願件名、要旨、紹介議員の氏名並びに付託委員会を記載する。

会議規則第134条

陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願と同様に取り扱うべきものは、請願書の例により処理するものとする。

議会運営委員会申し合わせ事項（抜粋）

委員会で配付した資料のホームページでの公開について（平成26年2月17日）

（1）掲載時期

- ・委員会開催後に速やかに掲載